

建築基準法第22条第1項の 規定による区域の指定

告示第101号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第22条第1項の規定による区域を次のとおり指定したので、告示する。

平成2年4月1日

宝塚市長 友金 信雄

記

市の区域のうち都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条の規定に基づく都市計画区域内で、同法第8条に基づく用途地域の決定のある区域（施行日後決定され、又は変更された区域を含む。ただし、防火地域及び準防火地域を除く。）